

本方針は、「一人ひとりが大切な存在である」という理念に基づき、熱海中学校すべての子どもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの問題に対する基本的認識

(1) 基本的認識

いじめは、人間の尊厳を傷つけるものの一つであり、被害者、傍観者、家族、その組織の他の人（教員）さらには加害者自身にも大きな傷を負わせるものです。

こうした人間の尊厳を傷つける言動は、様々な年代の様々な人にも現れてしまうことがあり、社会問題とみることでもできれば、それをなくしていくことが人間としての大きな成長にもなっていくとみることでもできるものです。

こうした一般的なことに加え、学校におけるいじめは、子どもであり思春期であることから、大人には見られないような展開を見せてしまうこともあり、学校一丸となってその対応に当たらなければならないと考えています。

また、そのためには、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで取り組んでいくことも重要であると考えます。

(2) いじめの定義

生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

法では、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめを見落とすことがないように、いじめを広くとらえており、個々の行為がいじめに当たるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。

(3) いじめの具体的な状況

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

2 組織

いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を基本的な組織とし、適宜、該当学年主任等も加わりながら、定期的に委員会を開催することで、未然防止やいじめが起きているときの対応を適切にしていきます。

重大事態が発生した場合には、いじめ対策特別委員会を設置します。いじめ防止対策委員会の構成委員に加え、該当学年教員、部活動顧問等とし、外部機関とも連携を図る。

3 いじめの防止に向けた取り組み（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります（共通理解）

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 子どもに対しても、学年集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい（いじめを許さない）集団をつくります（集団作り）

- 人間は、だれでも尊厳（安心して生きる権利、楽しく学校生活を送る権利）があることを指導します。
- 日頃からいじめは絶対許さない、という強いメッセージを教師だけでなく、保護者や地域と連携して伝えていきます。
- 仲間を大切にし、互いに関心をもち、共に成長し合う仲間づくりをします。
- 思いやりの心や仲間を大切にすることを育てたり、善悪の判断を身につけさせたりするなど、道徳性の涵養に努めます。
- 子どもがいじめ問題を自分のことと捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるようにするため、特別の教科「道徳」を踏まえた道徳教育の充実を図ります。
- 発達障害や外国籍、性同一性障害、被災した生徒など特別な配慮を要する子どもがいじめを受けることのないよう、互いの違いを理解し、認め合う学級・学年（部活）づくりを行います。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します（子どもたち自身で）

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
- 学級活動では、日常生活との関連を図り学級の様子を振り返る学級活動を取り入れることで、子どもが主体的にいじめをなくすための活動の充実を図ります。

実践例

- ① 各学級での取り組みを充実させる。
(学級での役割の充実)
- ② 生徒会活動を充実させる。
(各委員会活動や清掃活動の充実)
- ③ よさを認め、高め合う授業を行う。
(他者の意見や考えを認め、互いに高め合っていける授業を目指す)
- ④ 道徳の授業で、「思いやり」と「生命尊重」を重点として取り組む。
(「いじめ」や「命の大切さ」を題材とした道徳授業)
- ⑤ 各行事で一人ひとりに役割をもたせ、充実感・達成感を味わえるようにする。
(宿泊行事、熱中発表会等)

- ⑥ すこやかタイム(ミニ保健教育)、学級活動でのSST(ソーシャルスキルトレーニング)、いじめについての教育実践(ミニ道徳教育として各学期に学級活動として行う)、ストレスマネジメント等を取り入れた心の教育を行う。
(生徒自身のストレス対処の力を育む取り組み)
※SST…ストレス対処や問題解決ができるスキルを身につけるトレーニングのこと
- ⑦ 各教科の授業や学級内で、情報モラルや携帯電話、タブレット、インターネットの正しい活用の仕方等について触れていく。

4 いじめへの対処に向けた取り組み

(1) 早期発見

- 日頃から、子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子どもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査(1・2学期2回ずつ、3学期1回の計5回)の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や別室の利用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて広く周知するとともに、子ども及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

その他

- ① 登下校指導・日記指導の中で、子どもの変化を細かく観察する。
(移動教室時の教室、机、ロッカーの確認、担任外の休み時間の巡回、掲示物の確認等)
- ② 保護者・地域からの訴えをいじめ防止対策委員会にすべてあげて検討する。
- ③ 全ての子どもへ声かけ期間を設ける。
(欠席遅刻早退の確認、体調の確認、保健室来室状況、登下校時の観察等)
- ④ 養護教諭は、いつでもだれでも、相談できる保健室経営を行い、来室生徒の会話などの中で、生徒の様子を見取っていく。
- ⑤ いじめの認識の仕方に個人差もあるので、「いじめ」ということばを使わないで、生徒に寄り添いながら話したり、聞いたりする。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに、情報を共有します。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
- 被害及びいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- 加害者側の子どもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼におくのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

その他

- ① いじめられている子どもに対して、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、共感しながら話にじっくり耳を傾ける。心のケアに努め、継続して見守っていく。
- ② いじめられている子どもの保護者に対して、事実を正確に伝え、いじめられている子ども

もを守るという姿勢を示すとともに、対応策について理解と協力を得る。

- ③ いじめている子どもに対して、事実を確認し、相手の身になって考えられる力や反省を促す。また、指導後の状況を観察、確認しながら支援をしていく。
- ④ いじめている子どもの保護者に対して、事実を正確に伝え、学校の姿勢や対応策を説明し、理解と協力を得る。
- ⑤ 周囲の子どもたちに、いじめを受けている子どもの立場を思いやる心を育てる指導をする。傍観者や見ないふりはいじめを助長することを指導する。
- ⑥ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察、医療機関等の関係機関と連携を図り、対応していく。
- ⑦ いじめ解消と判断するためには、「いじめ行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされなければならない。ただし、この条件に当てはまり解消と判断した後も、当該生徒に継続して支援していく。

5 家庭・地域との連携

- HPを通し、いじめ防止対策方針を広報することで、本校の取り組みを理解してもらうとともに、協力や連携を依頼します。
- インターネットやSNSによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言、支援を行います。

6 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、熱海警察署と連携して対処します。

平成28年3月改訂

平成29年3月改訂

平成30年3月改訂

平成31年3月改訂

令和 2年3月改訂

令和 3年3月改訂

令和 4年3月改訂

令和 5年3月改訂

令和 6年3月改訂